

週刊住宅

2018年(平成30年) 6月18日号
NO. 2817 (毎週月曜日発行)

CFネット流 新・大家実践塾

土地の評価の仕方には種々あるが、相続税申告時には、補正の方法が画一的に確立している路線価をもつて評価するのが一般的である。ただこれには限界があることを過去依頼を受けた実例で紹介したい。

グループ内税理士の知人(税理士)から持ち込まれたクライアントの相続案件で、対象不動産は区分所有の敷地権付建物。16棟79戸

のタウンハウスの1戸であ

る。前面道路に付された路線

価により全体地を評価した

上で持分割合を乗じて対象

区画の評価額を算出し、こ

れに建物部分評価額を加算す

ると、入手したタウンハ

ウスの成約事例

価格を大きくオーバーしてしま

い、当方に依頼

が来た次第。

私どもは路線

価にとらわれず、現地調査

を行った上で不動産鑑定評

価基準に則して評価を行

う。現地に向かうと、角地

状の全体地は山の中腹にあ

り、斜めに昇った所が敷地

の北東端で、間口9帖ほど

ぶ1万6000平方㍍余が区画整理

する。得難い借景やま

た大な林地の場合、同一の需

求地目は「山林」となっ

た。また、一見開発造

明を取ると、崖地部分の現

状地図は「山林」となっ

ているものの、地積の広

い限り、あまり前のめりに

接道長があるので、昇り

切るまで法面上で接道の仕

方に致命的ともいえる難点

がある。また、成地に見える

のが、登記簿上の「宅地」であ

るが、固定資産税の評価証

が、固定資産税の評価証

対象地からは50㍍ほど離

れており、対象地より優れる。

物件は、旅館、保養所、ゲ

ストハウスなど意外とある

もので、売る時の苦労を耳

にする。得難い借景やま

た口ケーションでもな

い限り、あまり前のめりに

都市近郊林地の事例収集

21

山林付きタウンハウスの評価 路線価評価には限界も

■ 不動産鑑定士
鎌倉鑑定
愛州

CFネットグループ

の換地処分となっている。目に従つて宅地部分と山林を単独施行ながら、設計の自由度が高まる一団地認定は受けていない。それはどうもかく、その後、半年程経て都市近郊林地(市街地山林)の事例を検索してみる。幸い、別の区で同じ一低専

取り上げた実例では、法面上の接道部と山林部分の面積が大きくなる要因であるが、結果的に評価額を速くして都市近郊林地(市街地山林)の事例を検索してみると、成約事例に近い額に落ち着いた。

ちなみに、このケースと

